

知多市公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

知多市長 宮 島 壽 男

知多市条例第 1 7 号

知多市公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例

知多市公共用物の管理に関する条例（昭和 4 9 年知多市条例第 2 7 号）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に行われる使用又は収益に係る使用料から適用し、同日前に行われた使用又は収益に係る使用料については、なお従前の例による。

(下線部分は改正箇所)

改正後				改正前			
別表（第7条関係）				別表（第7条関係）			
使用の種類	区分	単位	使用料	使用の種類	区分	単位	使用料
柱類を設置する場合	第1種電柱	(略)	<u>990円</u>	柱類を設置する場合	第1種電柱	(略)	<u>950円</u>
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	第1種電話柱	(略)	<u>880円</u>		第1種電話柱	(略)	<u>850円</u>
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	その他の柱類	(略)	<u>88円</u>		その他の柱類	(略)	<u>85円</u>
	路上に設ける変圧器	(略)	<u>860円</u>		路上に設ける変圧器	(略)	<u>830円</u>
	地下に設ける変圧器	(略)	<u>530円</u>		地下に設ける変圧器	(略)	<u>510円</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	(略)	<u>1,800円</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	(略)	<u>1,700円</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱	(略)	<u>740円</u>		郵便差出箱及び信書便差出箱	(略)	<u>720円</u>
	広告塔	(略)	<u>2,200円</u>		広告塔	(略)	<u>2,400円</u>
管類を設置する場合	外径が0.07m未満のもの	(略)	<u>37円</u>	管類を設置する場合	外径が0.07m未満のもの	(略)	<u>36円</u>
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの	(略)	<u>53円</u>		外径が0.07m以上0.1m未満のもの	(略)	<u>51円</u>

改正後				改正前			
	もの				もの		
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	(略)	<u>79円</u>		外径が0.1m以上0.15m未満のもの	(略)	<u>77円</u>
	もの				もの		
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの	(略)	<u>110円</u>		外径が0.15m以上0.2m未満のもの	(略)	<u>100円</u>
	もの				もの		
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの	(略)	<u>160円</u>		外径が0.2m以上0.3m未満のもの	(略)	<u>150円</u>
	もの				もの		
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの	(略)	<u>210円</u>		外径が0.3m以上0.4m未満のもの	(略)	<u>200円</u>
	もの				もの		
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの	(略)	<u>370円</u>		外径が0.4m以上0.7m未満のもの	(略)	<u>360円</u>
通路の目的に使用する場合	外径が0.7m以上1m未満のもの	(略)	<u>530円</u>	通路の目的に使用する場合	外径が0.7m以上1m未満のもの	(略)	<u>510円</u>
	外径が1m以上のもの	(略)	<u>1,100円</u>		外径が1m以上のもの	(略)	<u>1,000円</u>
	上空に設ける通路	(略)	<u>1,100円</u>		上空に設ける通路	(略)	<u>1,200円</u>
	地下に設ける通路	(略)	<u>660円</u>		地下に設ける通路	(略)	<u>710円</u>
	その他のもの	(略)	<u>1,800円</u>		その他のもの	(略)	<u>1,700円</u>
その他の目的		(略)	<u>1,800円</u>	その他の目的		(略)	<u>1,700円</u>

改正後				改正前			
に使用する場 合				に使用する場 合			